

## 決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 新 潟 県 南 魚 沼 市 余 川 8 9 番 地

(商 号) 株 式 会 社 雪 国 ま い た け

上記被審人に対する平成25年度(判)第34号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2250万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年3月17日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年1月16日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、新潟県南魚沼市余川89番地に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社である。

被審人は、平成10年に取得を断念した土地の取得費用として支出した金額について、本来は、全額損失処理すべきであったところ、建設仮勘定として資産計上し続け、その後取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより、損失計上を回避し、土地を過大に計上するなどしていた。また、被審人は、平成24年3月期に役務提供を受けた広告宣伝業務に関する費用の一部について、費用計上を翌期以降に繰り延べ、同期の広告宣伝費を過少に計上していた。

これらの結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成21年 2月13日	第26期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年10月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が4,498百万円であるところを5,653百万円と記載	・土地の過大計上等
2	平成21年 8月14日	第27期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日～平成21年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,904百万円であるところを5,061百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
3	平成21年 11月13日	第27期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年7月1日～平成21年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,849百万円であるところを5,005百万円と記載	
4	平成23年 8月12日	第29期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日～平成23年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が4,497百万円であるところを5,667百万円と記載	・土地の過大計上等
5	平成23年 11月14日	第29期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年7月1日～平成23年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,499百万円であるところを4,840百万円と記載	
6	平成24年 2月14日	第29期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日～平成23年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,892百万円であるところを▲1,602百万円と記載	・広告宣伝費の過少計上 ・土地の過大計上等
			平成23年10月1日～平成23年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,268百万円であるところを4,722百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
7	平成24年 6月29日	第29期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲2,504百万円であるところを▲2,171百万円と記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告宣伝費の過少計上</li> <li>・ 土地の過大計上等</li> </ul>
				連結 貸借対照表	連結純資産額が2,672百万円であるところを4,169百万円と記載	
8	平成24年 8月10日	第30期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,744百万円であるところを3,213百万円と記載	
9	平成24年 11月14日	第30期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成24年7月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,087百万円であるところを2,518百万円と記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の過大計上等</li> </ul>
10	平成25年 2月14日	第30期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成24年10月1日～平成24年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,091百万円であるところを2,477百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
11	平成25年 6月28日	第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成24年4月1日～平成25年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が910百万円であることを2,243百万円と記載	・土地の過大計上等
12	平成25年 8月9日	第31期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成25年4月1日～平成25年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が447百万円であることを1,737百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2)

## 2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

### 番号1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

### 番号2及び同3

法第172条の4第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

### 番号4、同5及び同6

法第172条の4第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

### 番号7

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号4、同5、同6及び同7は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「課徴金府令」という。）第61条の3を適用する。

### 番号8、同9及び同10

法第172条の4第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

### 番号11

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号8、同9、同10及び同11は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び課徴金府令第61条の3を適用する。

番号 1 2

法第 1 7 2 条の 4 第 2 項前段、第 1 項本文、第 2 4 条の 4 の 7 第 1 項

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

#### 番号1

旧金融商品取引法第172条の2第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第26期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (337,103円)

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円となる。

#### 番号2及び同3

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第27期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第27期第1四半期報告書」という。）及び同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第27期第2四半期報告書」という。）に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第27期第1四半期報告書	862,716円
第27期第2四半期報告書	934,084円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第27期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第27期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となる。

番号4、同5、同6及び同7

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第29期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第29期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第29期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第29期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第29期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第29期第1四半期報告書	1,110,403円
第29期第2四半期報告書	955,555円
第29期第3四半期報告書	835,824円
第29期有価証券報告書	924,681円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第29期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第29期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第29期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第29期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第29期第1四半期報告書、第29期第2四半期報告書、第29期第3四半期報告書及び第29期有価証券報告書が、いずれも第29期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項及び課徴金府令第61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第29期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第29期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第29期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第29期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号8、同9、同10及び同11

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第30期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第30期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第30期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第30期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第30期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第30期第1四半期報告書	695,886円
第30期第2四半期報告書	675,507円
第30期第3四半期報告書	611,055円
第30期有価証券報告書	661,777円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第30期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第30期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第30期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第30期有価証券報告書については、6,000,000円となるが、第30期第1四半期報告書、第30期第2四半期報告書、第30期第3四半期報告書及び第30期有価証券報告書が、いずれも第30期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項及び課徴金府令第61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第30期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第30期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第30期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第30期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

## 番号12

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第31期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (610,114円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である

3,000,000 円となる。